

第 設問 (1) 1. 7.

1. 行政法 3 条 2 項は、取消訴訟の対象となる行政行為が公権力の行使として規定している。これは、公権力の主体たる国、公権力の行使として直接形成した行政行為に限定するものである。したがって、公権力の行使として直接形成した行政行為は、取消訴訟の対象となる。また、公権力の行使として直接形成した行政行為は、取消訴訟の対象となる。したがって、公権力の行使として直接形成した行政行為は、取消訴訟の対象となる。

2. (1) 本件不決定決定は、条例 26 条に基づき行われたものである。条例 26 条は、市長が市長の職務を執行するに当たって、必要と認める事項について、市長の裁量で決定する旨を規定している。したがって、本件不決定決定は、条例 26 条に基づき行われたものである。したがって、本件不決定決定は、条例 26 条に基づき行われたものである。

(2) 条例 9 条に基づき、市長は、市長の職務を執行するに当たって、必要と認める事項について、市長の裁量で決定する旨を規定している。したがって、本件不決定決定は、条例 9 条に基づき行われたものである。したがって、本件不決定決定は、条例 9 条に基づき行われたものである。

3. (1) 2. のように、行政法 3 条 2 項は、取消訴訟の対象となる行政行為が公権力の行使として規定している。これは、公権力の主体たる国、公権力の行使として直接形成した行政行為に限定するものである。したがって、公権力の行使として直接形成した行政行為は、取消訴訟の対象となる。また、公権力の行使として直接形成した行政行為は、取消訴訟の対象となる。したがって、公権力の行使として直接形成した行政行為は、取消訴訟の対象となる。

(2) 本件不決定決定は、条例 26 条に基づき行われたものである。したがって、本件不決定決定は、条例 26 条に基づき行われたものである。したがって、本件不決定決定は、条例 26 条に基づき行われたものである。

(3) 2. のように、行政法 3 条 2 項は、取消訴訟の対象となる行政行為が公権力の行使として規定している。これは、公権力の主体たる国、公権力の行使として直接形成した行政行為に限定するものである。したがって、公権力の行使として直接形成した行政行為は、取消訴訟の対象となる。また、公権力の行使として直接形成した行政行為は、取消訴訟の対象となる。したがって、公権力の行使として直接形成した行政行為は、取消訴訟の対象となる。

(4) 本件不決定決定は、条例 26 条に基づき行われたものである。したがって、本件不決定決定は、条例 26 条に基づき行われたものである。したがって、本件不決定決定は、条例 26 条に基づき行われたものである。

[illegible]

ページ

裏面へ

注釈の一覧 :第2回添削済答案②（行政法）.pdf

ページ:1

☐ 番号 : 1 作成者 : 日付 : 2024/09/17 14:16:35

 番号 : 2 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/08/15 14:41:30

原告適格と訴えの利益を同義と捉えるのでしょうか。
理解が正確か復習下さい。

「原告適格」と記載されていれば、マイナス評価とすら思えます。

 番号 : 3 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/08/15 14:37:18

判例のまま記載することを推奨します。

 番号 : 4 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/08/15 14:39:00

2文目に配点はない気がします。1文目について、26条だけでは決定の根拠条文とまでは言えない気がします。

 番号 : 5 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/08/15 14:39:48

法的地位の付与とはどういう意味でしょうか。

 番号 : 6 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/08/15 14:40:40

ここ（！？別の要件？）の論証が最も重要ポイントでした。

2. ^{Ang} 事件不違失決定と同時に、Cは27%、当該年型第12期
17%候補者の決定もはなされていす。また事件 27=27%、Bは本
事件不違失決定の取り決めに消されたこと、候補者の決定
されたこと12%、事件訴訟の、密接な訴訟の利益義務の
18%と27%12%。

2) 判例あり。特定。當事者希望門に依り、原告希望候補者 = 甲乙丙丁戊とあり、各の支持数あり。Cは5票、甲は候補者決定と、Bと甲、甲は不選定決定は、乙が1票に依り、甲の場合に、その審査に価値が必要であるといふので、表裏の関与に及ぶものがある。乙、甲は候補者の選定性に理由に、甲は不選定決定の取消しとあり、Cは5票、甲は候補者決定に依り、甲は審査に及ぶものあり、解あり。

第3 設問 2 12717

1. 麻呂山、他人名義當差在江上球江、何人入親連措置ニ付下

裏面へ

番号:1 作成者:mesek タイトル:ノート注釈 日付:2024/08/15 14:44:21

これは、A市長にどのような裁量を認めているのでしょうか。

番号:2 作成者:mesek タイトル:ノート注釈 日付:2024/08/15 14:46:26

経過措置の検討をするのは良いのですが、結局それが法的に保障されるものかがポイントです。
なぜ、期間内に新たな店舗を探せるのかという代替的な点を指摘しているのみになっていると思います。

[illegible]

※解答は左ページから書き始めてください。

6 ページ

裏面へ